

## 船舶事故調査報告書

令和3年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和2年12月13日 06時55分ごろ
発生場所	愛知県美浜町野間埼灯台北北西方沖 野間埼灯台から真方位330° 1.3海里付近 (概位 北緯34°46.6′ 東経136°49.9′)
事故の概要	プレジャーヨットVAROVIは、航行中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和3年1月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット VAROVI、5.5トン
船舶番号、船舶所有者等	240-69499愛知、丸共商事株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m 日出時刻：06時51分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣り場に向けて南進中、沖合に敷設されたのり養殖施設（以下「本件施設」という。）に進入し、推進器がのり網に絡み、同網を損傷した。</p> <p>本船は、漁業協同組合所属の船舶によってのり網から引き出された後、来援した所属マリーナの船舶にえい航されて帰港した。</p> <p>船長は、本件施設の敷設状況が季節によって変化することを知らず、GPSプロッターに残されていた過去の航跡に沿って航行していたところ、船首方約10mとなって黒色及びオレンジ色のブイが多数見えたので、機関を停止したものの、本船が本件施設に進入したと思った。</p>
分析	本船は、南進中、船長が、本件施設の敷設状況が季節により変化することを知らず、GPSプロッターに残された過去の航跡に沿って航行すれば問題ないと思い、航行を続けたことから、本件施設に進入し、本件施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が南進中、船長が、本件施設の敷設状況が季節により変化することを知らず、GPSプロッターに残された過去の航跡に沿って航行すれば問題ないと思い、航行を続けたため、本件施設に進入したことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、養殖施設のブイ等を見落とすことがないように、常時適切な周囲の見張りを行うこと。</li><li>・ 船長は、沿岸を航行する際は、事前に海上保安庁のホームページなどで養殖施設の敷設状況入手し、同施設から十分に距離を離して航行すること。</li></ul>
--------------	--